

返戻金制度について

2024年11月1日

一般社団法人 協同かながわ

当法人の紹介により就職した者が、本人及び当法人の責めに帰すべき事由により就職後3か月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当法人の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

2週間以内に退職した場合	紹介手数料の 70%
1か月以内に退職した場合	紹介手数料の 50%
3か月以内に退職した場合	紹介手数料の 20%

以上